

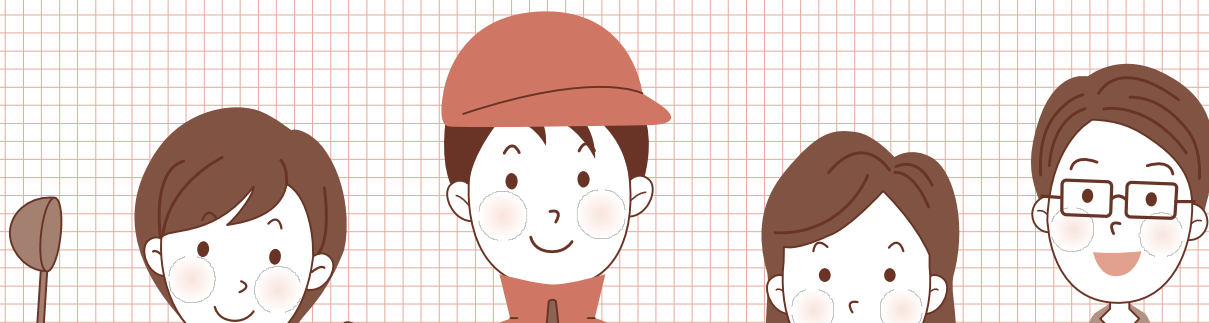
日本生協連の 生協総合賠償責任保険制度

【生産物賠償責任(PL)保険】【リコール保険(生産物回収費用保険)】【サイバーリスク保険】

【保険期間】 2023年4月1日16時～2024年4月1日16時

【見積依頼書締切日】 2023年1月27日

【加入依頼書締切日】 2023年2月17日



サイバーリスク補償は、制度改定のため2023年9月1日以降このパンフレットに掲載の加入タイプに変更や新規加入をすることができません。
加入タイプの変更や新規加入をご検討の際は、上部に掲載の改定後パンフレットをご覧ください。

(既にご加入いただいている契約の補償は、2024年4月1日16時まで変更ありません)

2023年度期中でサイバーリスク補償の加入タイプ変更・中途加入をご希望の場合は、
(株)アイアンドアイサービスまでお問い合わせください。
(メール iandi@coopkyosai.coop)

※生産物賠償責任(PL)、フードリコールについては期中の制度変更はございません。

3つの
ポイント!

- 1 生産物賠償責任(PL)、フードリコール、サイバーリスクの
3つのリスクに備えることができます。
- 2 日本生協連の制度であるため、
生協に合った補償内容となっています!
- 3 団体制度のスケールメリットを活かし
保険料は割安です!

生協総合賠償責任保険制度

本制度の補償

加入する補償を任意で選択できますが、③④はいずれか一方のみ加入できます。

- ①生産物賠償責任(PL)補償(オプション:食中毒利益担保特約)
- ②フードリコール補償(オプション:利益担保特約)
- ③サイバーリスク補償・標準コース(オプション:求償権不行使特約、システム復旧費用担保特約、データ等復旧費用等の補償金額引き上げ)
- ↑ いずれか一方のみご加入いただけます
- ④サイバーリスク補償・情報漏えい限定コース(オプション:求償権不行使特約)

各制度の詳細

①生産物賠償責任(PL)補償

適用約款

賠償責任保険普通保険約款+生産物特別約款

- 日本国内において、加入者(記名被保険者)が生産、供給した商品について、その商品が原因で(その供給商品の保管・管理が原因で)、他人の身体を害したり(対人事故)、財物を損壊したこと(対物事故)により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被保険者(補償を受けることができる方)が被る損害を補償する制度です。他人の身体の障害(対人事故)または財物の損壊(対物事故)が保険期間中に生じた場合に保険金をお支払いします。但し、自動車等幹旋した商品や生協の施設内でテナントが販売したワンレジ以外の商品は対象から除きます。

補償内容

- ①支払限度額:対人1名 1億円/1事故かつ保険期間中…80億円(*)
対物1事故2,000万円/保険期間中 ……1億円(*)
(*)保険期間中の支払限度額はPL補償契約全体での共有限度額となります。
初期対応費用 1事故 …… 200万円
(ただし、対人見舞金・見舞品については被害者1名あたり10万円限度)
訴訟対応費用 1事故 …… 200万円

- ②免責金額:なし ③特約:食中毒利益担保特約(任意付帯)

保険料(年間)

補償事業高(直近の決算に基づく)1千万円当り38円

- 2022年度決算が確定していない場合は、2021年度決算に基づいた補償事業高に基づき保険料を算出します。
- 保険期間中の補償事業高による精算は、原則として行いません。なお、ご申告頂いた補償事業高が把握可能な最近の決算の補償事業高に不足していた場合は、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますので、ご注意ください。

- 中途加入の場合、月割の計算となります。
- 新規・更新・中途加入いずれの場合も、1加入者あたりの最低保険料は2,000円となります。
- 補償事業高は、会員生協・会員事業連合とも日本生協連からの仕入売価分を除きます。また、会員事業連合が本制度に加入している場合は、事業連合からの仕入売価分についても除きます。(右上図ご参照)



●商品が原因で食中毒事故が発生し、訴訟を起こされた

被保険者

- 記名被保険者 ●記名被保険者の役員または使用人

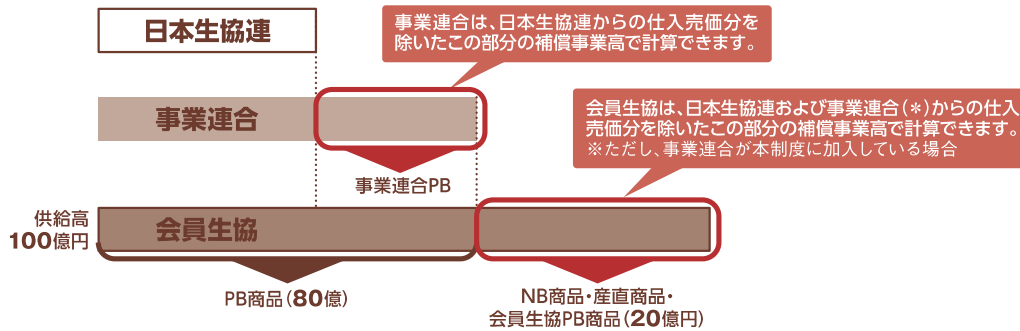
補償事業高とは

保険料のお見積りにあたって

- 保険料算出の基礎となる値は供給高ではなく「補償事業高(*)」となります。
- 補償事業高は、会員生協・会員事業連合とも日本生協連からの仕入売価分を除きます。また、会員事業連合が本制度にご加入された場合は、会員事業連合からの仕入売価分についても除くことができます。
- よって、日本生協連・会員事業連合がご加入された場合は、会員生協の保険料負担が軽減されるというメリットがあります。

(*) フードリコール補償については食品補償事業高になります。

例 供給高100億円の会員生協で、日本生協連および事業連合からの仕入売価が80%の場合



● 計算例

1

供給高**100億円**(直近決算)
(うち日本生協連・事業連合からの
仕入売価80億円の場合)

2

補償事業高**20億円**
(100億円-80億円=20億円)

(*) 生協子会社が加入する場合は、会員生協・会員事業連合会への供給高が補償事業高となります。

お支払いする保険金の種類

- ① 法律上の損害賠償金(賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。)
- ② 賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用(支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。)
- ③ 求償権の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用(支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。)
- ④ 引受保険会社の要求に伴う協力費用
- ⑤ 事故発生時の応急手当等の緊急措置費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑥ 初期対応費用…この保険の対象となりうる事故が発生した際に下記の初期対応を行うために被保険者が支出した社会通念上妥当な費用
 - ・事故現場の保存費用、事故状況調査・記録費用、写真撮影費用、事故原因調査費用
 - ・事故現場の取り片付け費用
 - ・被保険者の役員・使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊等の費用

・通信費

- ・事故が他人の身体の障害であるときは、その事故について、被害者に支払う見舞金(香典を含みます)または見舞品の購入費用(ただし、1事故において身体の障害を被った者1名につき10万円を限度とします。)
- ・引受保険会社の同意を得て支出した新聞等へのお詫び広告掲載費用
- ・その他上記に準ずる費用。ただし、他人の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。

⑦ 訴訟対応費用

- ・万が一訴訟になった場合、応訴のために被保険者が支出した社会通念上妥当な社内的費用(事故の再現実験費用、意見書・鑑定書作成費用、被保険者の使用人の深夜残業等に対する超過勤務手当等)

【例】

- 対人事故:販売した食品の生協における保管状況が悪かったため、購入し食した組合員家族が具合を悪くして通院された
- 初期対応費用:販売した商品が原因と思われるお怪我をされた組合員を訪問した際に、遠方だったため、交通費と宿泊費がかかってしまった

保険金のお支払い方法

- 上記①の損害賠償金については、その額をお支払いします。支払限度額がお支払いする保険金の上限となります。
- 上記②～⑤の費用は、実額をお支払いします。ただし、②については、

損害賠償金の額が支払限度額を超えるときは、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。

- 上記⑥⑦の費用は、それぞれの支払限度額の範囲内でお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者・被保険者の故意
- ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、提供した生産物に起因する損害
- ③ 戦争・変乱、暴動、騒ぎ、労働争議
- ④ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ⑤ 他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ⑥ 生産、供給した商品自体の損壊またはその使用不能についての賠償責任
- ⑦ リコール費用

⑧ 日本国外で発生したPL事故

⑨ 効能または性能に関する不当または虚偽の表示に起因する損害

⑩ 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出(ただし、突発的な事象を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。)
または廃棄物の不法投棄・不適正な処理

⑪ 石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する損害

⑫ 核燃料物質、核原料物質、核汚染物質等の有害な特性による損害

⑬ サイバー攻撃

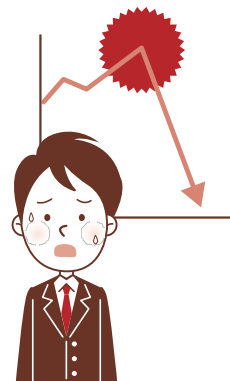
等

①生産物賠償責任(PL)補償

(オプション)食中毒利益担保特約

補償内容

- 下記(1)～(3)のいずれかの事由によって営業(供給事業)が阻害または休止されることによって支払期間中に被った損失(「喪失利益」および「収益減少防止費用」)に対して保険金をお支払いいたします。
- (1)営業施設(店舗・配送センター・事務所等)における食中毒または特定感染症(*1)の発生。(所轄保健所長に届出のあったものに限りま)
- (2)営業施設にて製造・販売・提供した食品等に起因する食中毒の発生。(所轄保健所長に届出のあったものに限りま)
- (3)営業施設が食中毒、特定感染症(*1)の原因となる病原菌・ウイルスに汚染された疑いがあることによって行われた保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置。



●食中毒事故により、供給高が減少した

(*1)特定感染症とは、平成11年4月1日に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されているもののうち、本保険で対象となる感染症の総称です。同法第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症、同条第8項の規定に基づき規定される指定感染症(*2)に加え、「同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」(*3)についても補償対象となります(保健所その他の行政機関に届出または報告等が行われた場合に限りま)。

(*2)政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられている場合に限りま。

(*3)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま。)であるものに限りま。

補償金額(保険金額)の決め方

保険金額は、「約定支払期間(*1)中における営業利益(事業剰余金)(*2)と付保経常費(事業経費)の予想合計金額」(保険料算出基礎数字)の2倍です。

補償金額
(保険金額)

=

「営業利益(年間分)(*2) + 付保経常費(年間分)」 × 約定支払期間係数

× 2

保険料算出基礎数字

約定支払期間	10日	15日	20日	1ヵ月	3ヵ月
約定支払期間係数	10/365	15/365	20/365	1/12	3/12

(*1)約定支払期間:事故発生について保健所への届け出があった日または保健所等による消毒などの措置が行われた日から被保険者の営業収益が事故の影響のない状態に回復するまでの期間を設定します。約定支払期間は、事故が発生した場合に営業停止期間がどの位になるか等を考慮して、「10日」、「15日」、「20日」、「1ヶ月」または「3ヶ月」のいずれかから選択していただきます。

(*2)営業利益(事業剰余金)がマイナスの場合は0(ゼロ)とします。

約定支払期間別保険料表

約定支払期間	10日	15日	20日	1ヵ月	3ヵ月
保険料算出基礎数字/千円あたり保険料	0.37円	0.28円	0.28円	0.18円	0.09円

(計算例)保険料算出基礎数字1億円、約上支払期間1ヶ月の場合 100,000千円×0.18円/1,000円=18,000円

保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は、保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者または被保険者の故意・重大な過失により生じた損失(被保険者ごとに個別に適用します。)
- ②被保険者の故意または重大な過失による法令違反(被保険者ごとに個別に適用します。)
- ③戦争、暴動、騒ぎ、労働争議中の破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱により生じた損失
- ④地震、噴火、津波、高潮または洪水により生じた損失
- ⑤脅迫または恐喝等の目的を持って行われる被保険者の営業に対する妨害行為により生じた損失

等

生産物賠償責任補償制度と合わせてご加入ください。

お支払いする保険金

(1) 保険金を支払う損失

保険金を支払う損失は、喪失利益と収益減少防止費用です。

① 喪失利益

事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益(*1)および付保経常費(*2)をいいます。

+

② 収益減少防止費用

支払期間における営業収益の減少を防止・軽減するために支払期間内に支出された必要・有益な費用のうち、事故が発生しなかった場合であっても通常要する金額を超える部分をいいます。

(*1) 営業利益とは、営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。→ 営業利益 = 営業収益 - 営業費用

営業収益: 加入依頼書に記載された補償事業高によって定める営業上の収益

営業費用: 供給原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用

(*2) 事故発生の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用(人件費、不動産賃貸料、減価償却費、租税公課等、営業休止中であっても必要とされる経費)を「経常費」といい、そのうち保険証券に記載された費用を付保経常費といいます。

(2) お支払いする保険金

① 喪失利益についての保険金支払額

$$\text{収益減少額} \times \text{利益率} - \text{支払期間中に支出を免れた付保経常費}$$

収益減少額: 事故発生直前12ヶ月のうち、支払期間に相当する期間の営業収益から、支払期間中の実際の営業収益を差し引いた額をいいます。

利益率: 直近の事業年度(1年間)の数値を用いて、次の算式により算出された割合をいいます。

$$\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{付保経常費}}{\text{営業収益}}$$

ただし、直近の事業年度における営業利益がマイナスであった場合(このマイナスの金額を「営業損失」といいます。)、次の(*)の算式により算出された割合とします。

$$(*) \text{利益率} = \frac{\text{営業損失} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}} + \text{付保経常費}}{\text{営業収益}}$$

支払期間の開始日: 保険金の支払期間は、「保健所その他の行政機関による消毒等の措置」が休業の直接の原因となった場合はイの日から、それ以外の場合はアの日から始まります。

ア. 食品衛生法もしくは感染症予防法の規定に基づき所轄保健所に届出が行われた日

イ. 保健所その他の行政機関による消毒等の措置を行う連絡があった日

支払期間の終了日: 次のいずれか早い日に終了します。

① 営業収益が事故の影響のない状態まで回復した日

② 加入者証に記載された約定支払期間を経過した日

② 収益減少防止費用についての保険金支払額

次の算式により算出された額となります。

ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に利益率を乗じた額を限度とします。なお、営業利益及び経常費は、直近の事業年度の数値を用います。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{(\text{営業利益} + \text{付保経常費})}{(\text{営業利益} + \text{経常費})}$$

ご注意

営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合は、保険金の算出にあたり、営業収益または利益率につき公正な調整を行うものとします。

③ お支払いする保険金の限度

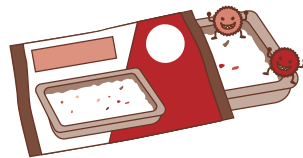
保険金を支払う喪失利益と収益減少防止費用の額がこの保険の保険金額を超える場合は、この保険の保険金額をもって限度とします。

②フードリコール補償

適用約款

生産物回収費用保険普通保険約款

- フードリコール補償(リコール保険)は、生産物(食品等)のかしによる対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的としてリコール(回収、検査、修理等の措置)を実施することによって被保険者(補償を受けることができる方)が負担する諸費用を補償します。
- 宅配事業を通じて供給された商品については、行政庁への届け出等を前提に、各生協様より組合員様宛てに廃棄依頼を実施することで、当該商品を回収しなくても保険金をお支払いいたします(店舗事業によって供給された商品については、従来通り対象商品の回収が必要です)。



●商品に異物が混入していることが発覚したために回収することになった

加入コース

	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
支払限度額 (1回のリコール・保険期間中)	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円
信頼回復広告費用	支払限度額の内枠払			
コンサルティング費用				
在庫品廃棄関連費用	200万円(支払限度額の内枠払)			
縮小支払割合	90%(在庫品廃棄関連費用・コンサルティング費用には、縮小支払割合は適用されません。)			
免責金額	なし			
約定支払限度期間(*)	1年間			

(*)P.8の「用語の意味」をご参照ください

対象となる生産物

初年度契約の始期日から1年前の始期応当日以降に被保険者から出荷された日本国内に存在する生産物(食品)を対象とし、容器などの他これに付随して提供される総付景品(いわゆる「おまけ」)を含みます。

保険金をお支払いする主な場合

自生協がリコールの実施主体となる場合

次の①～③のすべての条件を満たしている場合に、保険金をお支払いします。

- ①次のa.～d.のいずれかに該当するリコールであること。
 - a. 対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じた生産物のリコール
 - b. 法令の規定に基づき、製造・販売等を禁止されている製品等のリコール(実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかは問いません。)

次の法令により製造・販売等を禁止されている製品またはその原材料・部品・容器包装のリコール

- 食品衛生法、食品表示法(下表に掲げる表示事項について、「食品表示基準」に従った表示がされていないことにより実施するリコール)
- 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律
- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)

【表】

名称、保存の方法、添加物、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、製造所又は加工所の所在地、アレルギー、L-フェニルアラニン化合物を含む旨、遺伝子組換え食品に関する事項、乳児用規格適用食品である旨、上記のほか、食品表示法施行以前に食品衛生法において定められていた表示事項

- c. 品質保持期限の表示漏れ・誤りがある生産物のリコール(実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかは問いません。)
- 消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限に関する表示漏れ・誤りによるリコール
- d. 食品への異物混入またはそのおそれ(異物混入脅迫を含みます。)
- が生じたことにより実施するリコール(実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかは問いません。)
- 従業員が行った異物混入によるリコールも補償します。
- ②左記①およびリコールの実施が次のa.～c.のいずれかにより客観的に明らかになったこと。
 - a. 行政庁に対する届出または報告等(文書によるものに限り)
 - b. 新聞、テレビ等による社告(インターネットのみによる社告は、b.に該当しません。)
 - c. 行政庁による回収命令
 - ③リコール実施の通知を、保険期間中にすみやかに引受保険会社にご連絡いただくこと。

第三者からリコール費用を求償された場合

第三者(*)が被保険者の食品を原因とするリコールを実施した場合において、被保険者がそのリコール費用を求償されたときは、被保険者がその費用に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る次の①、②の損害に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金

②争訟費用(損害賠償責任に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。)

(*)第三者とは、次のような方をいいます。

- ・被保険者が製造・販売した財物を原材料として使用する完成品メーカー
- ・被保険者からOEM供給を受けた食品・製品販売業者

等

ただし、第三者によるリコールが **「自生協がリコールの実施主体となる場合」** に記載する①～③のすべての条件を満たしている場合に限りま

保険金のお支払いに必要な通知の内容

回収決定後(*), 次の事項をすみやかに引受保険会社に書面により通知いただきます。ご通知が遅れた場合、保険金を減額してお支払いすることがございますのでご注意ください。

- 1.回収決定日(被保険者が、生産物の回収等の実施およびその時期・方法を決定した日)
 - 2.回収等の開始予定日
 - 3.リコールの方法
 - 4.リコール対象生産物の種類・型式等
 - 5.リコール対象生産物の製造・販売等の数量
 - 6.その他引受保険会社が必要と認める事項
- (*)第三者からリコール費用を求償された場合は、「回収決定を知った後」とします。

お支払いする保険金の種類

次の①～⑯のリコール費用に対して保険金をお支払いします。ただし、次のa.～c.をすべて満たす必要があります。

- a.リコールの実施に必要かつ有益な費用であること。
- b.リコールの実施を目的とする費用であること。
- c.約定支払限度期間中に負担する費用であること。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書作成費・封筒代を含みます。) ③コールセンター設置費用またはコールセンター業務委託費用 ④リコール対象生産物が否か、またはかしの有無について確認するための費用 ⑤リコール対象生産物の修理費用 ⑥代替品の製造原価または仕入原価 ⑦リコール対象生産物と引換えに返還する代金(利益を控除した後の金額とします。) ⑧リコール対象生産物または代替品の輸送費用 ⑨回収したリコール対象生産物を一時的に保管するために臨時に借用する倉庫・施設の賃借費用 | <ul style="list-style-type: none"> ⑩リコールの実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ⑪リコールの実施により生じる出張費および宿泊費等 ⑫回収したリコール対象生産物の廃棄費用 ⑬信頼回復広告費用 ⑭在庫品廃棄関連費用 ⑮コンサルティング費用(第三者から求償されたものを除きます。) ⑯回収生産物の購入者または使用者に関する情報のデータ提供または編集を第三者(*1)に依頼するための費用(*2) <p>(*1)被保険者以外の者をいいます。
(*2)回収生産物の購入者または使用者を特定するための調査に要する費用を除きます。</p> |
|--|--|

保険金のお支払い方法

1回のリコールについて、損害の額(他人から回収した金額があるときは、この金額を控除した額)に対して、次の式に従って保険金をお支払いします(*)。

ただし、加入したコースの支払限度額が限度となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{損害の額} \times \text{縮小支払割合}$$

(*) : 在庫品廃棄関連費用・コンサルティング費用には、縮小支払割合は適用されません。

なお、継続契約の場合において、ご契約者または被保険者が、対人・対物事故の発生またはそのおそれをこの保険契約の開始時より前に知ったときまたは知ったと合理的に推定されるときは、引受保険会社は、次の①、②のうちいずれか低い金額を保険金としてお支払いします。

- ①この保険契約のご契約条件により算出された保険金の支払責任額
- ②対人・対物事故の発生またはそのおそれを知った時もしくは知ったと合理的に推定される時の保険契約のご契約条件により算出された保険金の支払責任額

②フードリコール補償

保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

- ①リコールの原因となった対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じたことについて、ご契約者または被保険者が初年度契約の開始時より前に知った場合(知ったと合理的に推定される場合を含みます。)
- ②ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による対人・対物事故の発生またはそのおそれ
- ③ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による法令違反
- ④生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- ⑤保存期間・有効期間を限定して製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
- ⑥核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦生産物の修理または代替品のかしまたは異物混入のおそれ

⑧戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議

⑨牛海綿状脳症(BSE)もしくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症またはそれらのおそれ

⑩次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れ・誤りまたは次の者による脅迫行為・加害行為

ア. ご契約者または被保険者

イ. ア. が法人である場合はその理事、取締役その他法人の業務を執行する機関

⑪生産物の効能・性能に関する不当な表示(実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。)・虚偽の表示

⑫被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任

⑬初年度契約の保険期間の初日の前日から1年以上前に被保険者の占有を離れた生産物のリコール

⑭サイバー攻撃

等

保険料(年間)

業種、食品補償事業高、加入コース、過去のリコール実施状況等によって、保険料は、加入者ごとに異なります。

1加入者ごとの最低保険料は30,000円とします。

オプション

●利益担保特約

リコールの原因となる事故またはそのおそれに起因する日本国内における営業休止・阻害によって支払期間中(*1)に被保険者に生じた喪失利益(経常費、事故またはそのおそれがなければ計上することができた営業利益)および収益減少防止費用(*2)に対して、保険金をお支払いします。ただし、リコールを実施した場合に限ります。

[計算式]

- ・喪失利益＝収益減少額×利益率－支払を免れた経常費
- ・収益減少防止費用＝実際に支出した収益減少防止費用

本特約の割増保険料は主契約の20%です。

(*1)支払期間とは、回収決定日に始まり、リコールの原因となる事故またはそのおそれの営業に対する影響が消滅した状態に営業利益が復した日または6カ月を経過した日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(*2)収益減少防止費用とは、営業収益の減少を防止・軽減するために支払期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、P.6「お支払いする保険金の種類」に記載の費用を除きます。

※営業について特殊な事情の影響があった場合または営業のう勢が著しく変化した場合において、標準営業収益または利益率が、事故またはそのおそれがなかったならば実現したであろう営業の状況を適切にあらわしていないときは、喪失利益および収益減少防止費用の算出にあたり、標準営業収益、営業収益または利益率につき被保険者との協議による合意に基づき公正な調整を行うものとしします。

用語の意味

このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

生産物	被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物(不動産を除きます。)またはそれを原材料、部品、容器もしくは包装として使用して製造または加工された財物(不動産を除きます。)をいい、これに付随して提供される景品を含みます。
対人・対物事故	他人の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)または財物(生産物自体および生産物を部品・付属品・原材料とする財物を除きます。)の損壊(滅失、破損もしくは汚損をいいます。)をいいます。
支払限度額	お支払いする保険金の上限額をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
代替品	回収生産物と引換えに給付される生産物をいいます。
継続契約	引受保険会社との間で締結されたリコール保険契約またはリコール事故補償特約をセットした事業活動包括保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とするリコール保険契約またはリコール事故補償特約をセットした事業活動包括保険契約をいいます。
初年度契約	引受保険会社との間で締結された継続契約以外のリコール保険契約またはリコール事故補償特約をセットした事業活動包括保険契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約と同様の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
約定支払限度期間	回収決定日以後負担するリコールに要した費用に対して保険金をお支払いできる期間をいい、1年間とします。
信頼回復広告費用	リコールの実施によって失われた信頼の回復を直接の目的として行われる広告宣伝活動のための必要かつ有益な費用をいいます。ただし、リコールの実施の有無にかかわらず通常要する費用を除きます。
在庫品廃棄関連費用	在庫品(被保険者の占有を離れる前の財物のうち、回収生産物と同種の財物をいい、原材料、部品、仕掛品または半製品を含みます。ただし、回収生産物と同一の原因による事故を発生させるおそれがあるものに限ります。)に関する次の費用をいいます。 ●在庫品を廃棄するための費用 ●在庫品の製造原価・仕入原価
コンサルティング費用	対人・対物事故またはそのおそれに関する事実確認・調査を行うため、または回収方法・広告宣伝活動の方法を策定するために実施されたコンサルティングの対価としての費用をいいます。ただし、弊社の書面による同意を得て被保険者が負担するものに限ります。
異物混入	生産物(食品・医薬品に限ります。)に本来含有されるべきではないもの(食品・添加物を除きます。)が混入・付着することをいい、容器・包装の表示と内容物の相違を除きます。
異物混入脅迫	被保険者に対してなされる、異物混入を行う、または行ったとする内容の文面・口頭による脅迫行為をいいます。

③④ サイバーリスク補償 [2023年度改定]

日々増大するサイバーリスクに備えるため、サイバーリスク補償(旧情報漏えい補償)を改定しました。

1. 旧サイバーリスクコースは「標準コース」に名称を改めます。

旧現行コースは廃止し、これよりも補償対象費用を拡充した「情報漏えい限定コース」を新設します。

2. 標準コースにおいて以下の補償拡充を選択できるようにします(オプション)。

- (1) 費用の支払限度額を引き上げるGタイプ(賠償5億円、費用3億円)、Hタイプ(賠償5億円、費用5億円)を追加
- (2) データ等復旧費用の支払限度額を200万円から3,000万円に引き上げ
- (3) コンピュータシステム復旧費用の補償追加

③ 標準コース《情報漏えいリスクを含めサイバーリスク全般を補償するコース》

賠償責任	費用損害
● コンピュータシステムの所有・使用・管理に関する不備等に起因して、損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	● サイバー攻撃のおそれが見つかった段階でのフォレンジック費用(*)やデータ復旧費用などを補償します。
④ 情報漏えい限定コース《情報漏えいリスクに限定して補償するコース》	
● 情報漏えいまたはそのおそれが発生し、損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 (標準コースでも補償されます。)	● 情報漏えいまたはそのおそれが発生し、謝罪広告掲載費用やお詫び状作成費用など、事故対応のために被保険者が費用を負担することによる損害を補償します。(標準コースでも補償されます。)

③ 標準コース、④ 情報漏えい限定コース いずれかを選択できます。

(*) フォレンジックとは、事故の裏付けとなる証拠の抽出や、サイバー攻撃による被害状況の特定を行う調査のことです。

適用約款

賠償責任保険普通保険約款+情報通信技術特別約款(基本補償:賠償部分)(*)+
サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項(基本補償:費用部分)+IT業務不担保特約条項

(*) 情報漏えい限定コースは、情報通信技術特別約款(情報漏えい限定担保用)

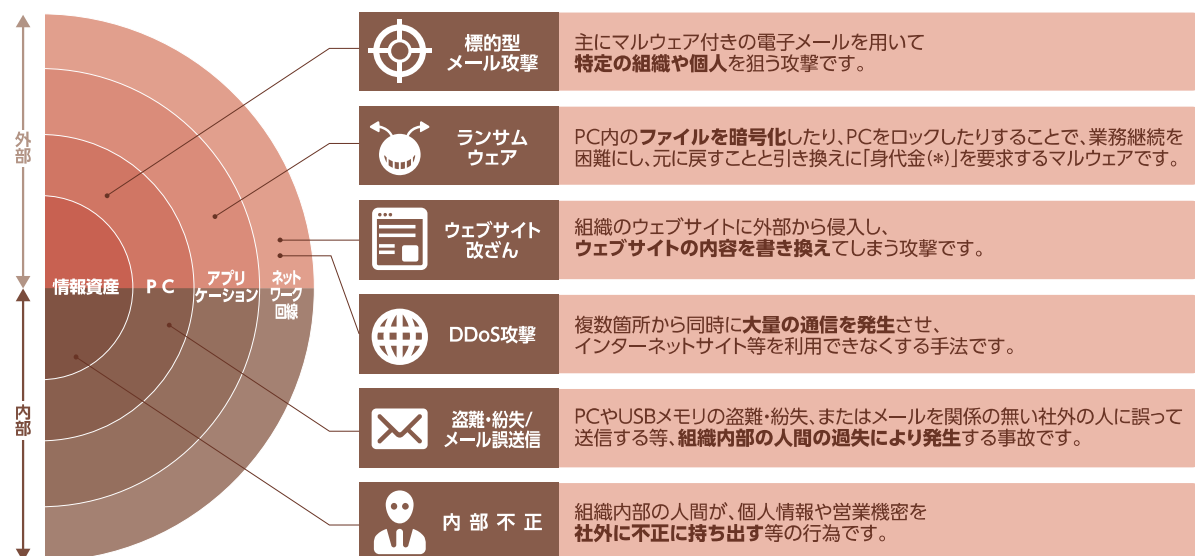
被保険者の範囲

- ① 記名被保険者(加入者):生活協同組合連合会の会員生協および会員事業連合会の皆様(会員生協、会員事業連合会が加入した場合には当該加入者の子会社・関連会社(*)も加入することが可能です)
- ② 記名被保険者の役員または使用人(①の業務に関する場合に限りです。)

(*) 加入可能な子会社・関連会社の定義については取扱代理店までお問い合わせください。

サイバーリスクの脅威

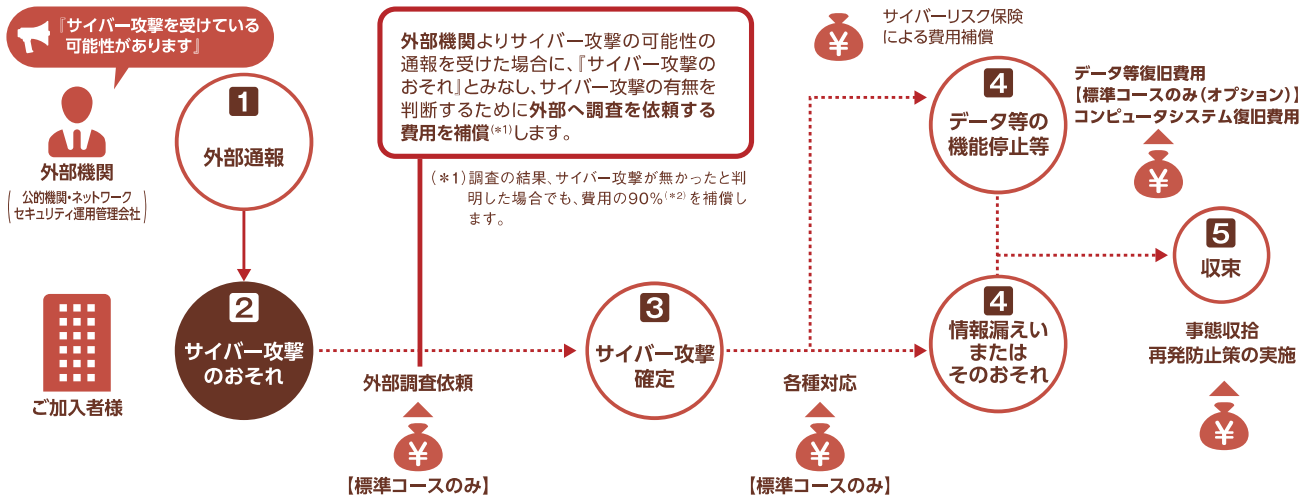
サイバー攻撃は、手口が巧妙化しており、攻撃件数も今後さらに増加することが懸念されています。強固なセキュリティを構築しても、サイバーリスクを完全に排除することは困難です。



サイバーリスク保険は、これらの脅威等により発生した事故の各種損害を **包括的に補償** します。

(*) 「身代金」を支出したことにより被る損害は補償対象外です。

下図のような事故発生から収束までの一般的な対応フローにおいて、各種費用をトータルで補償します。



期待効果

- 外部調査依頼費用：早期段階での十分な調査による被害の拡散防止
- データ等復旧費用・コンピュータシステム復旧費用：事業活動の早期再開
- 再発防止費用：情報セキュリティ体制の整備による将来的な被害の防止

（※2）縮小支払割合90%が適用されます。詳細は、P. 14をご参照ください。

用語の定義

IT業務	記名被保険者の日本国内における次の業務のうち、保険証券に記載されたものをいいます。ただし、ITユーザー行為を除きます。 ア. ソフトウェア開発またはプログラム作成業務 / イ. 情報処理サービス業務 / ウ. 情報提供サービス業務 / エ. ポータルサイト・サーバ運営業務 / オ. アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務 / カ. インターネット利用サポート業務 / キ. 電気通信事業法が規定する電気通信業務 / ク. その他アからキまでに準ずる業務
ITユーザー行為	記名被保険者における次の行為をいいます。 ア. コンピュータシステム（他人に使用させる目的のものを除きます。）の所有、使用または管理 イ. アのコンピュータシステムにおけるプログラムまたはデータ（他人のために製造・販売したものを除きます。）の提供 （記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。）
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
サイバー攻撃	記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
外部通報	次のいずれかをいいます。 ア. 公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報 イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告
公表等の措置	次のいずれかをいいます。 ア. 公的機関に対する被保険者による届出または報告等（文書によるものに限りません。） イ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 ウ. 被害者または被害法人に対する詫言の送付 エ. 公的機関からの通報
情報の漏えい	電子データまたは記憶媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア. 個人情報 イ. 法人情報 ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報被害者以外の第三者に知られたこと（※） イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと（※） ウ. 個人情報または法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと（※） （※）知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
第三者	次のアからエまでのいずれにも該当しない者をいいます。 ア. 保険契約者 イ. 被保険者 ウ. アまたはイの者によって個人情報の使用または管理を認められた事業者 エ. アまたはウの者の使用人
人格権侵害	被保険者によって行われた文書または図画等による表示に起因して発生した他人の自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害をいいます。

③④サイバーリスク補償【2023年度改定】

サイバーリスク補償 タイプ一覧表

- ③標準コースは、サイバーセキュリティ事故に起因して発生した各種損害を1つの保険で包括的に補償します。
④情報漏えい限定コースは、情報漏えいリスクに限定して補償するコースです。

		NEW								
標準コース		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ	Gタイプ	Hタイプ	
情報漏えい限定コース		JAタイプ	JBタイプ	JCタイプ	JDタイプ	JEタイプ	JFタイプ	—	—	
すべての保険金を合算して、賠償責任部分の支払限度額(保険期間中)が限度となります。										
賠償責任部分の支払限度額		1請求・保険期間中(免責金額0円)	3,000万円	5,000万円	1億円	3億円	3億円	5億円	5億円	
		各費用固有の支払限度額(費用全体の支払限度額の内枠)							費用全体の支払限度額(JA～JFタイプはA～Fタイプと同様です)	
サイバーリスク補償全体の支払限度額	a.サイバー攻撃対応費用	コンピュータシステム遮断費用	(あ)セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置明らかになった場合(サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果撃が生じていた場合)						により客観的にしてサイバー攻	
		サイバー攻撃有無確認費用								
	b.原因・被害範囲調査費用									
	c.相談費用	弁護士費用/コンサルティング費用/風評被害拡大防止費用	1事故・保険期間中 500万円	1事故・保険期間中 1,000万円	1事故・保険期間中 2,000万円	1事故・保険期間中 3,000万円	1事故・保険期間中 5,000万円	1事故・保険期間中 1億円	1事故・保険期間中 3億円	1事故・保険期間中 5億円
	(い)セキュリティ事故のうち、(あ)以外および風評被害事故の場合		1事故・保険期間中 200万円(※1) (縮小支払割合 90%適用)							
	d.データ等復旧費用(+コンピュータシステム復旧費用:標準コースのオプション(※2))		200万円(※1) (オプションを選択した場合、コンピュータシステム復旧費用の限度額も200万円、データ等復旧費用と共有の限度額となります。)							
	e.その他事故対応費用	人件費/交通費・宿泊費/通信費・コールセンター委託費用等/社告費用/クレジット情報モニタリング費用/損害賠償請求費用/公的調査対応費用	左記費用固有の限度額なし							
		情報漏えい見舞費用	1名 1,000円							
		法人見舞費用	1法人 5万円							
f.再発防止費用 1事故・保険期間中		500万円 (縮小支払割合90%適用)(※3)	1,000万円 (縮小支払割合 90%適用)(※3)							
g.訴訟対応費用 1請求・保険期間中		500万円	NEW		1,000万円		NEW			
オプション		標準コース	求償権不行使、コンピュータシステム復旧費用、費用補償の支払限度額200万円→3,000万円に引き上げ(※1)							
		情報漏えい限定コース	求償権不行使							

補償内容	標準コース	賠償	「情報漏えいまたはそのおそれ」以外に、サイバー攻撃の踏み台にされて加害者となってしまった場合など、「ITユーザー行為」により第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合にも補償されます。	
		費用	(あ)セキュリティ事故の発生またはそのおそれ(情報漏えいを含む)の事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合に補償されます(サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合)。	
	情報漏えい 限定コース	賠償	「情報漏えいまたはそのおそれ」により法律上の損害賠償責任を負担する場合のみ補償されます。	
		費用	(あ)セキュリティ事故またはそのおそれ(情報漏えいまたはそのおそれに関するものに限定)の事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合に補償されます(サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合)。	

*1 標準コースでは、費用補償の支払限度額200万円を3,000万円に引き上げるオプションを選択できます。
その場合、A、B、Cの各コースに関しては費用全体の支払限度額が3,000万円に変更になります。ただし、(い)の補償についてはAプランは500万円、Bプランは1,000万円、Cプランは2,000万円が上限となります。

*2 標準コースのみ選択可能です。
*3 他の費用保険金の合計額がAコースは500万円、B～Fコースは1,000万円を下回る場合は、その合計額が限度となります。

オプション

①「基本補償:賠償部分」の補償範囲を拡大する特約条項です。【標準コース】【情報漏えい限定コース】

求償権不行使 特約条項	損害賠償責任が委託先事業者(下請業者、運送業者等)にある場合に、被保険者に保険金をお支払いした後に保険会社に移転する委託先事業者への求償権を不行使とする特約です。ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき損害がその者の故意によって生じた場合を除きます。(本特約条項の付帯にあたっては加入依頼書への求償権不行使先の明記が必要です。また加入者が①個人情報の委託先選定基準を定めていること、②個人情報の委託先との契約において個人情報の秘密保持義務等を規定していることのいずれかの対応を行っていることが必要です。) 本特約の付帯に伴う割増保険料は標準コースは10%、情報漏えい限定コースは20%です。
----------------	--

②「基本補償:費用部分」の補償内容を変更する特約条項です。【標準コース】

コンピュータ システム 復旧費用 担保特約条項	サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項(全件付帯)で補償する「データ等復旧費用」の範囲を拡張し、セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。)が発生した場合に要した次の費用を補償する特約です。 ①コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(携帯式通信機器、ノートPC等を除く)等の修理費用修理費用または再稼働のための点検・調整費用もしくは試運転費用 ②損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用、代替として一時的に使用する仮設物の設置費用(付随する土地の賃借費用を含みます。)、撤去費用 ③消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたソフトウェアまたはプログラムの修復、再製作または再取得費用 【支払限度額(*1)】 1事故・保険期間中200万円または3,000万円(*2) 【免責金額】 なし
----------------------------------	--

(*1) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項の「データ等復旧費用」の支払限度額と同じ(共有)

(*2) 以下③で限度額を3,000万円に引き上げた場合

③「基本補償:費用部分」の補償額を増額するオプションです。【標準コース】

下記の費用の限度額を200万円から3,000万円に引き上げることができます。

1. データ等復旧費用、2. 「サイバー攻撃対応費用」「原因・被害範囲調査費用」「相談費用」でセキュリティ事故のうち、下記(あ)以外および風評被害事故の場合

(あ) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合
(サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合)

保険金をお支払いする場合

③ 標準コース

(1) 情報通信技術特別約款(基本補償:賠償部分) IT業務
不担保特約条項付帯

次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りします。

- ① ITユーザー行為に起因して発生したいずれかの事由(②を除きます)
 - ア. 他人の事業の休止または阻害
 - イ. 磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損
(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限りします。)
 - ウ. 人格権侵害
 - エ. コンピュータシステムにおいて提供されるデータ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによる著作権の侵害
 - オ. アからエまで以外の不測の事由による他人の損失の発生
- ② 情報の漏えいまたはそのおそれ

※上記の事由が日本国外で発生した場合も補償対象となります。

※日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項
(基本補償:費用部分)

事故対応期間内に生じたセキュリティ事故に対応するためのP.14～16に記載の①から⑦までの費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します(その額および用途が社会通念上、妥

当と認められるものに限りします。)。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故(*1)を保険期間中に発見した場合(*2)に限りします。

(*1) セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

(*2) P. 16の⑦訴訟対応費用については、保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合に限りします。

セキュリティ事故とは

次のものをいいます。ただし、④は、サイバー攻撃対応費用についてのみセキュリティ事故に含まれるものとします。

- ① ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由(②を除きます)
 - ア. 他人の事業の休止または阻害
 - イ. 磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損
(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限りします。)
 - ウ. 人格権侵害
 - エ. コンピュータシステムにおいて提供されるデータ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによる著作権の侵害
 - オ. アからエまで以外の不測の事由による他人の損失の発生
- ② 情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ ①または②を引き起こすおそれのあるサイバー攻撃
- ④ ③のおそれ

③④サイバーリスク補償【2023年度改定】

④ 情報漏えいのみコース

(1) 情報通信技術特別約款(情報漏えい限定担保用) (基本補償:賠償部分)

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

(※1)(※2)

(※1) 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

(※2) 日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

※支払限度額等、お支払いの対象となる損害、お支払いする保険金については、P. 13～16をご確認ください。

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項 (基本補償:費用部分)

P. 14～16 に記載の①から⑦までの費用(その額および使途が社会通念上、妥当と認められるもの)に限りです。また、①から⑥までの費用については、事故対応期間内に生じたものに限りです。被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故(※1)を保険期間中に発見した場合(※2)に限りです。

(※1) セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書き込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

(※2) P. 16の⑦訴訟対応費用については、保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合に限りです。

セキュリティ事故とは

次のものをいいます。ただし、③は、サイバー攻撃対応費用についてのみセキュリティ事故に含まれるものとします。

- ① 情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② ①を引き起こすおそれのあるサイバー攻撃
- ③ ②のおそれ

③④コース共通の補償内容

《損害賠償部分》

お支払いの対象となる損害

法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

お支払いする保険金

法律上の損害賠償金	合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。	損害保険金	—	免責金額
争訟費用	合計額に対して、保険金をお支払いします。			

※ 保険金の支払限度額・免責金額については、P. 11をご確認ください。

支払限度額等

情報通信技術特別約款または情報通信技術特別約款(情報漏えい限定担保用)(いずれも基本補償:賠償部分)で引受保険会社がお支払いする保険金のうち、法律上の損害賠償金については、ご契約時に設定した支払限度額(1請求・保険期間中ごとに設定)が限度となります。また、情報通信技術特別約款または情報通信技術特別約款(情報漏えい限定担保用)でお支払いするすべての保険金(上記記載の法律上の損害賠償金および費用)の額を合算して、ご契約時に設定した支払限度額(保険期間中)が限度となります。なお、免責金額はご契約時に設定します(※)。この保険契約においてお支払いする保険金の額は、情報通信技術特別約款およびその他の特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額(保険期間中)が限度となります。

(※) 実際の支払限度額・免責金額の設定金額については P.11をご確認ください。

《費用部分》

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。また、①から⑥までの費用については、事故対応期間内に生じたものに限りします。

※ すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、P14～16「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。

※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額（保険期間中）」が限度となります。

(JA～JFタイプはA～Fタイプと同額になりますので、下記以降の表において、A→JAのように読み替えてください)

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
① サイバー攻撃対応費用	次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報によって発見されていたときに支出する費用に限りします。 ア. コンピュータシステム遮断費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃有無確認費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限りします。	(あ) 100% または (い) 90% (*)	1事故・保険期間中 (あ) A: 500 万円 B: 1,000 万円 C: 2,000 万円 D: 3,000 万円 E: 5,000 万円 F: 1 億円 G: 3 億円 H: 5 億円 または (い) 200 万円 (オプションで A: 500 万円、 B: 1,000 万円、 C: 2,000 万円、 D～H: 3,000 万円に引き上げ可能) (*)	1事故・保険期間中 A: 500 万円 B: 1,000 万円 C: 2,000 万円 D: 3,000 万円 E: 5,000 万円 F: 1 億円 G: 3 億円 H: 5 億円 オプションで (い)および④の支払限度額を 3,000 万円に引き上げる場合は A:3,000 万円 B:3,000 万円 C:3,000 万円となります。
② 原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。			
③ 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りします。 ア. 弁護士費用 弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらのものから定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除き、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。) イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。) ウ. 風評被害事故拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用(ア. およびイ. の費用を除きます。)		(*) (あ)セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合(サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合) (い)セキュリティ事故のうち、(あ)以外および風評被害事故の場合	
④ データ等復旧費用	セキュリティ事故により消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用またはサイバー攻撃により改ざんされたウェブサイトの復旧費用をいいます。 ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りします。 なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ※ コンピュータシステム復旧費用担保特約条項(オプション)を付帯する場合(⇒ P. 12)	100%	1事故・保険期間中 200 万円 (オプションで 3,000 万円に引き上げ可能)	

③④サイバーリスク補償【2023年度改定】

①生産物賠償責任(PL)補償

②フードリコール補償

③④サイバーリスク補償

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
④データ等復旧費用	セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。)が発生した場合に要した次の費用を含みます。 ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りま。 ア. コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 イ. 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用(付随する土地の賃借費用を含みます。)および撤去費用 ウ. 消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたソフトウェアまたはプログラムの修復、再製作または再取得費用	100%	1事故・保険期間中 200万円 (オプションで 3,000万円 に引き上げ可能)	
⑤その他事故対応費用	次のアからコの費用をいいます。ただし、①～④、⑥・⑦の費用を除きます。 また、カ、クおよびコ(エ)については、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りま。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の 超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用(説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。)。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%	—	1事故・保険期間中 A: 500万円 B: 1,000万円 C: 2,000万円 D: 3,000万円 E: 5,000万円 F: 1億円 G: 3億円 H: 5億円 オプションで (イ)および④の支払限度額を 3,000万円に引き上げる場合は A:3,000万円 B:3,000万円 C:3,000万円となります。
	カ. 個人情報漏えい見舞費用 公表等の措置により情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用 (ア)見舞金 (イ)金券(保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。)の購入費用 (ウ)見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま。)	100%	被害者 1名 につき 1,000円	
	キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま。)。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限りま。	100%	被害法人 1社 につき 5万円	

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
⑤ その他事故対応費用	ク. クレジット情報モニタリング費用 クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用 コ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。) (イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用	100%	—	1事故・保険期間中 A: 500万円 B: 1,000万円 C: 2,000万円 D: 3,000万円 E: 5,000万円 F: 1億円 G: 3億円 H: 5億円
⑥ 再発防止費用	セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、③相談費用を除きます。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りします。	90%	1事故: 次のいずれか低い額 ア. Aコース 500万円、 B～Hコース 1,000万円 イ. この⑥以外の費用において支払われる保険金の合計額 保険期間中: 1,000万円	オプションで (イ) および④の支払限度額を 3,000万円 に引き上げる場合は A: 3,000万円 B: 3,000万円 C: 3,000万円 となります。
⑦ 訴訟対応費用	次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1請求・保険期間中 1,000万円	

③④サイバーリスク補償【2023年度改定】

①生産物賠償責任(PL)補償

保険金お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由に起因する損害等に対しては、保険金をお支払いできません。
※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

【共通】

- ・戦争、変乱、暴動、労働争議
- ・核燃料物質(使用済燃料を含みます。)またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用

【情報通信技術特別約款・情報通信技術特別約款(情報漏えい限定担保用)・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項:共通】

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、その事由
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合《標準コース固有》
- ・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。《標準コース固有》
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 急激かつ不測の事故によるコンピュータシステムの損壊または機能停止
- ・特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、適用しません。
 - ア. コンピュータシステムにおいて提供されるデータ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害《標準コース固有》
 - イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害

- ・保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合

【情報通信技術特別約款・情報通信技術特別約款(情報漏えい限定担保用)】

- ・記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の事由
 - ア. 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証券等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動
 - イ. 不正な為替取引・資金移動

【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項:ITユーザー行為に起因する事故(*1)固有】

- ・通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし《標準コース固有》

【情報通信技術特別約款・情報通信技術特別約款(情報漏えい限定担保用)・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項:情報漏えいまたはそのおそれの事故固有】

- ・被保険者が他人に情報を提供または取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた損害賠償請求

【金融機関特定危険不担保特約条項】(*2)

- ・通貨不安、為替変動、有価証券等の取引における誤発注等の事務的過誤・取引の停止・遅延
- ・有価証券等の損壊・紛失・盗取・詐欺・消失等

(*1)「情報漏えいまたはそのおそれ」を除きます。

(*2) 記名被保険者が金融機関である場合に全件付帯されます。

②フードリコール補償

③④サイバーリスク補償

- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置(被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。)のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。)
- ・被保険者の暗号資産交換業の遂行
- ・被保険者相互間における損害賠償請求
- ・被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
- ・IT業務の遂行《「IT業務不担保特約条項」がセットされている場合》

サイバーリスク総合支援サービスのご案内

サイバーリスクに関連する次のサービスをご用意しております。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

サービス	概 要	ご利用対象
情報・ツール 提供サービス (無料)	1.情報・ツール 提供サービス Tokio Cyber Port上で、次のようなサイバーリスクに関する情報・ツールをご提供いたします。 ①インシデント対応フロー ②従業員の皆様向けテキスト ③サイバーリスク情報誌 ④メールマガジンの定期配信(サイバーリスクに関するニュースダイジェストのお届け、セミナー情報のご案内等)	ご加入者様でなくてもご利用いただけます ^(※1)
ベンチマーク レポートサービス (無料)	2.ベンチマーク レポート サービス 米国ガイドワイア社のノウハウを活用し、企業がさらされているサイバーリスクの要因を様々な角度で分析し、業界内でのベンチマークや定点観測としてご利用いただけるサイバーリスクベンチマークレポートをご提供いたします。	サイバーリスク補償 ③標準コース ご加入者様限定
緊急時ホットライン サービス (無料)	3.サイバー クイック アシスタンス ウイルス感染やネット接続不具合等のトラブルに対して、初期アドバイスやリモートサポート(ウイルス駆除やセキュリティ診断)等を行います。	サイバーリスク補償 ③標準コース ④情報漏えい 限定コース ご加入者様限定 ^(※2)
	4.サイバー エキスパート アシスタンス 高度な専門性を要する重大トラブルに対して、専門的アドバイスや専門事業者の紹介を行います。	
簡易リスク 診断サービス (無料)	5.定性リスク 診断サービス お客様のセキュリティ管理体制を簡易診断し、定性的にリスク診断を実施いたします。	ご加入者様でなくてもご利用いただけます ^(※1)
	6.定量リスク 診断サービス 一定のシナリオに基づいたサイバーリスクに関する想定最大損害額(PML)を簡易算出し、定量的にリスク診断を実施いたします。	
専門事業者 紹介サービス	7.平時の 紹介サービス 事故発生前のセキュリティコンサルティングや脆弱性診断、セキュリティログ監視等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹介します。	
	8.有事の 紹介サービス 事故発生時の駆けつけ支援、調査・応急対応支援、コールセンター設置支援等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹介します。	

(※1) ご利用には、Tokio Cyber Portへの無料会員登録が必要です。

(※2) ご加入者様以外の方でもTokio Cyber Portへの無料会員登録を行っていただくことで、期間限定お試し版をご利用いただくことができます。

※本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

③④サイバーリスク補償【2023年度改定】

日本国内事故例

日本国内で実際に発生した事故例です。
事故発生時には、想定以上の多額の費用支出が発生します。

	事故概要と主な対応	主な支出費目	左記費用の支出額 ^(※)
	公式オンラインショップにおけるシステム上の脆弱性を突かれ不正アクセスを受けた結果、会員登録者の顧客情報、クレジットカード情報が漏えい。 被害者へのお詫び・注意喚起を、メール・郵送にて実施。	個人情報漏えい 見舞費用	約4億円
	自社開発アプリのサーバが不正アクセスを受け、保存されていた個人情報漏えい。被保険者のコールセンターへ数万件を超える問合せがあり、コールセンター対応者の増員・外部委託を実施。	コールセンター 委託費用	約5,000万円
	飲食店を展開する企業本社のコンピュータシステムがマルウェアに感染し、店舗における電子決済が利用不可に。店舗における決済をアナログで対応するため、約1週間にわたり社員の残業、休日出勤が発生。	超過人件費 【標準コースのみ】	約7,000万円
	実在する取引先A社を装ったなりすましメールの添付ファイルを開封したことにより、マルウェアに感染。他の取引先への拡散していることが発覚し、原因調査・被害範囲の特定、再発防止策の策定について迅速な対応・報告が余儀なくされた。	原因・被害範囲 調査費用 【標準コースのみ】	約3,000万円

※支出額とは、事故により実際に生じた金額であり、引受保険会社の保険金支払額ではありません。

- ✓ サイバー事故が発生すると、被害者からの問い合わせや見舞対応に関する費用、臨時対応に係る超過人件費など、多額の費用支出が発生します。
- ✓ 事故発生時には、事故の裏付けとなる証拠の抽出や、サイバー攻撃による被害状況の特定を行う「フォレンジック調査」が必要となります。「フォレンジック調査」には、専門知識とノウハウを要するため、端末1台あたり約20～100万円×端末台数分の費用が発生することがあります。

年間保険料

保険料算出にあたっては、1月27日(金)までに代理店まで以下の資料のご提出をお願いいたします。資料をいただきましたら保険料を算出し、ご案内申し上げます。

●直近の会計年度の総事業高がわかる資料

なお、ご申告いただいた総事業高がご加入当時に把握可能な直近の会計年度の総事業高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払いすることになりますので、ご注意ください。

Q&A

Q₁ 連合会がシステム管理をしている場合に、会員生協も個別に標準コースに加入する必要はありますか？

A1 「標準コース」への加入をおすすめいたします。
システムを利用するのは各会員生協の職員です。連合会が別組織である会員生協職員の教育責任を負っているケースはまれだと考えます。
現在、システム開発者ですら見抜けないほどマルウェアは巧妙になっています。サイバー攻撃を100%防ぐことは不可能といってよいでしょう。会員生協起点で発生した事故は会員生協の責任となります。
その観点からどの組織であってもサイバーリスクは存在すると考えられます。

事故発生時には事実関係を確認したうえで判断することになりますが、つぎのとおり、連合会の保険ではカバーできない可能性が高いと考えられます。

1. 業務委託契約書等に「連合会がすべて責任を負います」という文言を記載している場合には、加重された責任として連合会の保険ではお支払いできません。
2. 業務委託契約書等には記載はないが運用で「連合会がすべて責任を負う」ことになっている場合、連合会の法律上の賠償責任の有無が問題となり、連合会の保険ではお支払いできません。

上記を踏まえてご検討いただき、各会員生協のサイバーリスクが少ないとご判断される場合にのみ「情報漏えいのみコース」へのご加入をご検討ください。

Q₂ サイバー攻撃により加入者が業務停止した際の休業補償はこの制度にはないのですか？

A2 個別に対応させていただきますので、幹事代理店であるアイアンドアイサービスまでお問い合わせください。

Q₃ 連合会が有償でシステムを会員生協に貸し出している場合など、IT事業者として会員生協に対して賠償責任を負っているような場合、どのように加入すればよいですか？

A3 個別の状況を確認しながら検討させていただきますので、幹事代理店であるアイアンドアイサービスまでお問い合わせください。

MEMO

ご注意事項

◆もし事故が起きたときは

[生産物賠償責任(PL)補償]

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

[生産物賠償責任(PL)補償:食中毒利益担保特約]

ご契約者または被保険者は事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故の状況、所轄保健所長への届出の日時または保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の措置の実施日時、その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

[フードリコール補償]

リコール実施決定の原因となるおそれのある対人・対物事故またはそのおそれが発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

[サイバーリスク補償(標準コース)]

(サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項で補償対象となる費用(訴訟対応費用を除く))

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報の提出が必要となります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

(上記以外)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報の提出が必要となります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

[サイバーリスク補償(情報漏えい限定コース)]

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

◆ご契約者(加入者)と被保険者が異なる場合

ご契約者(加入者)と被保険者が異なる場合は、ご契約者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

◆保険金請求の際のご注意

[生産物賠償責任(PL)補償、サイバーリスク補償(両コースとも)]

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が

保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

[フードリコール補償]

法律上の損害賠償金として保険金をお支払いする場合において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する生産物の回収等を実施した者(以下「回収等実施者」といいます。)は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、回収等実施者に弁済をした金額または回収等実施者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます。(保険法第22条第2項)

このため、引受保険会社が法律上の損害賠償金として保険金をお支払いできるのは、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が回収等実施者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②回収等実施者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から回収等実施者に対して直接、保険金を支払う場合

◆ご契約(ご加入)の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1)ご契約(ご加入)時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご契約(ご加入)を取り消すことができます。
- (2)ご契約(ご加入)時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご契約(ご加入)は無効になります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約(ご加入)を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にご契約(ご加入)に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

◆ご契約の際のご注意

〈告知義務〉

申込書・加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご契約(ご加入)に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約(ご加入)時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

〈通知義務〉

[生産物賠償責任(PL)補償]

ご契約(ご加入)後に申込書・加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

[フードリコール補償]

ご契約(ご加入)後に申込書・加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があり

ます。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

〔サイバーリスク補償〕

ご契約後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、速やかにご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

〔共通〕

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈加入者証〉

保険証券(加入者証)が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご契約(ご加入)後、1か月経過しても保険証券(加入者証)が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。保険証券(加入者証)が届きましたら、契約(加入)内容が正しいかご確認くださいようお願いいたします。

〈代理店の業務〉

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(※))またはマンション管理組合である場合には、この保

険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(※)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限りです。

◆共同保険について

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、募集期間終了後に決定される引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)

共栄火災海上保険株式会社

損害保険ジャパン株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

◆示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者や回収等実施者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者(加入者)ご自身に被害者や回収等実施者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。なお、保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

フードリコール補償

◆保険加入に関する守秘

この保険は、第三者による脅迫・加害行為に起因する回収費用等を補償しています。

保険が手配されていることにより脅迫・加害行為が助長されることがあるとはなりませんので、保険加入を積極的にPRされないようお願い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 〈通話料有料〉IP電話からは、**03-4332-5241**をご利用ください。

受付時間: 平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

ご加入にあたって

本制度に加入できる方

日本生活協同組合連合会の会員生協及び会員事業連合会(会員生協、会員事業連合会が加入した場合には当該加入者の子会社・関連会社(*)も加入することが可能です。)

(*)加入可能な子会社・関連会社の定義については取扱代理店までお問い合わせください。

加入手続方法

見積依頼書

見積依頼書に必要な事項をご記入、直近の決算期の損益計算書のコピー、フードリコール補償については「リコール保険 ご質問書兼告知事項申告書」、「食品事業高のわかる商品分類別供給高」等のコピーを添えて締切日(1月27日)までに(株)アイアンドアイサービスまでご提出ください。

加入依頼書

加入依頼書に必要な事項をご記入かつご捺印の上、(株)アイアンドアイサービスまで締切日(2月17日)までにご提出ください。

保険料の支払方法

ご提出いただいた加入依頼書の内容を確認した後、(株)アイアンドアイサービスより保険料請求書をお送りしますので、指定口座に3月17日(金)までにお振込みください。

加入者証の送付時期

5月中旬を予定しております。

中途加入の取扱い

中途加入も随時受付けます。お申込み(保険料のお振込み)をいただいた翌日の0時から補償開始となります。

見積依頼書締切日

2023年1月27日(金)

加入依頼書締切日

2023年2月17日(金)

保険料振込締切日

2023年3月17日(金)

補償期間(保険期間)

**2023年4月1日16時から
2024年4月1日16時まで**

中途加入については、中途加入日の0時から2024年4月1日16時までが補償期間(保険期間)となります。

- このご案内は、生産物賠償責任保険、リコール保険、サイバーリスク保険、それらに付帯する特約の概要をご紹介します。すべての事項を記載しているものではありません。
- 保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他、保険のくわしい内容は、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。なお、詳細は契約者である日本生活協同組合連合会の代表者の方にお渡ししてあります保険約款をご覧ください。
- 生産物賠償責任保険、リコール保険、サイバーリスク保険は日本生活協同組合連合会を保険契約者とし日本生活協同組合連合会の会員生協および会員事業連合会等を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日本生活協同組合連合会が有します。

お問い合わせ先

取扱幹事代理店

株式会社アイアンドアイサービス
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13

TEL: **03-6836-1330**
E-MAIL: iandi@coopkyosai.coop

FAX: **03-6836-1333**
WEB: <http://www.iandi-s.co.jp/>

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事会社)
(担当)広域法人部 団体・協同組織室
TEL: **03-3515-4151** FAX: **03-3515-4152**
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

**共栄火災海上保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
三井住友海上火災保険株式会社**